

(7) 平地林の保全について

想定課題

国会等移転に伴う地域開発は、開発対象地に平地林が含まれることが予測されるが、身近な自然環境を保全するという観点から、本県の原風景である平地林をどのように保全すべきか。

対応方向

国会等の移転に伴う新都市は、豊かな自然環境と調和・共生した都市を目指すものであり、開発に伴う環境への影響については必要最小限度とすべきです。

県民に身近な自然環境としてうるおいとやすらぎを与えている緑豊かな平地林を保全することは、居住地域等における良好な生活環境を維持するとともに、野生動植物の生息・生育環境の確保にもつながるものです。

そのためには、計画地周辺の自然環境を詳細に把握し、法的規制や地権者の協力による利用契約等によって保全すべきエリアの保全を図るとともに、公有地化による保全対策についても検討すべきと考えます。

県では、平成13年度から「平地林・みどり総合対策事業」を実施し、住民参加による平地林の保全事業に取り組んでいくこととしています。具体的には、市町村と平地林の所有者、地域住民団体等との三者協定による保全の取組や、市町村と住民が一体となって進める樹林地の整備などの緑づくりの取組に対する助成等を実施し、保全対策に取り組んでいくこととしています。

栃木県平地林保全方針（基本施策）の概要

・普及啓発

平地林の役割の重要性を積極的にPRするなどの県による啓発と、市町村における普及啓発活動の支援事業の展開

・活用型保全対策（平地林の活用）

農林業による活用、レクリエーション利用、公園的活用、学習林に活用

・保存型保全対策（平地林の保全）

公有地化、既存法制度による地域指定、ナショナルトラスト

・共生型保全対策（平地林との共生）

平地林の特性に配慮した開発誘導、指導

・創造型保全対策（平地林の創造）

生態系に配慮した平地林の創造、緑化の推進、開発事業での平地林創造

平地林・みどり総合対策事業

1 平地林保全型（県・市町村事業）

(1) 対象地調査事業（県事業：平成13年度に実施済）

平地林区域における樹林地の現況等対象地の選定調査

(2) トライアングルエコ事業（市町村事業）

三者協定に基づき「住民参加による保全事業を行う場合に、土地所有者に対して固定資産税相当分の保全協力金を助成

補助率：1/2以内 期間：三者協定契約期間中(5年以上10年以下)

(3) 普及啓発事業（県事業）

平地林保全の理解を深めるための普及啓発活動の実施

2 緑地利用・創出型（市町村事業）

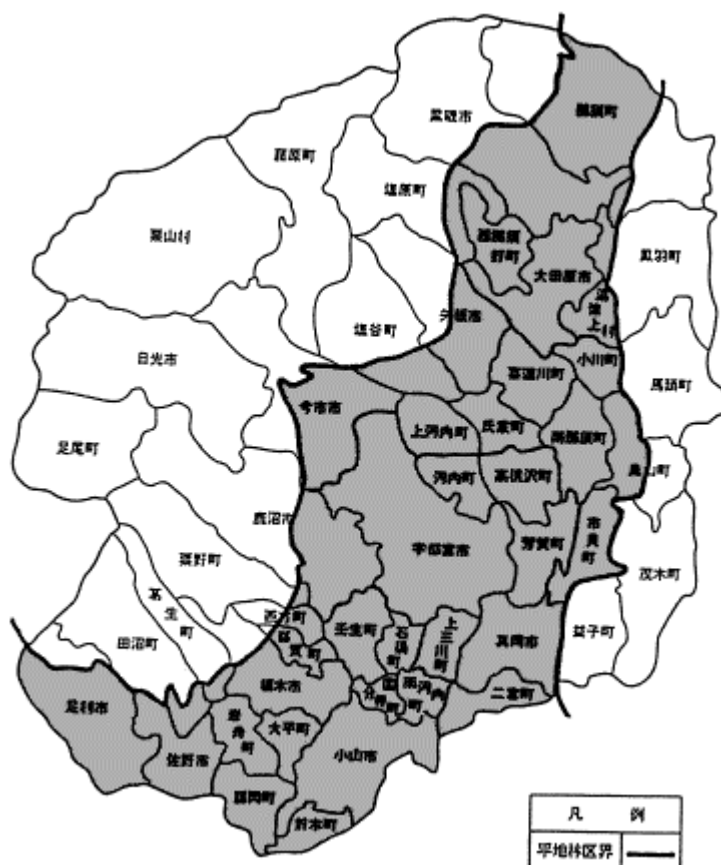
住民が参加、協力して進める平地林や身近な樹林地等の整備を実施する市町村に助成

(1) 事業概要 整備内容 樹林地整備：植栽、整理伐等

利用施設整備：歩道、^{あずまや}四阿、案内標識、駐車場等

(2) 補助率 1/2以内

平地林区域図



保全方針における「平地林」の定義

県土の地形分類における「中央平地部」と、「これに隣接する丘陵」に成立する森林で、森林法第5条で定義される森林と、それ以外の都市部その他に点在する0.3ha以上の森林を指す。なお、地形上の基準として標高300m、傾斜15°未満を目安とする。